十六の四　第四条第一項第十二号ニの危険工室の床面

十七　削除

十八　第四条第一項第十四号の危険工室内の原動機及び温湿度調整装置据付け制限

［削る］

十六の四　第四条第一項第十二号ニの危険工室の床面の材料を、目視又は図面により検査する。

十七　削除

十八　危険工室内に原動機及び温湿度調整装置が据付けられていないことを、目視により検査する。ただし、火薬類の爆発又は発火を起こすおそれがない場合には、当該おそれがないことを、目視、図面又は記録により検査する。

［削る］

［新設］

十七　第四条第一項第十三号の危険工室の床面

十八　第四条第一項第十四号の危険工室内の原動機及び温湿度調整装置据付け制限

十八の二　第四条第一項第十四号の二の温湿度記録計及び温湿度調整装置

［新設］

十七　危険工室の床面の材料の種類及び火薬類の浸透又はその粉末が侵入しないような措置の状況を、目視により検査する。

十八　危険工室内に据付けた原動機及び温湿度調整装置の爆発又は発火を起こすおそれのない措置の状況を、目視により検査する。

十八の二　無煙火薬を存置する火薬類一時置場に設けた温湿度記録計の床面からの高さを、巻き尺その他の測定器具を用いた測定により検査し、かつ、温湿度調整装置が防爆性能を有する構造となつていることを、目視により検査する。

十九　第四条第一項第十五号イの危険工室内の機械、器具又は容器の、摩擦により火薬類が爆発し又は発火しない構造

十九の二　第四条第一項第十五号ロの危険工室内の機械、器具又は容器の、振動又は衝撃により火薬類が爆発し又は発火しない構造

十九　危険工室内の機械、器具又は容器について、摩擦により火薬類が爆発し又は発火しない構造となつていることを、目視又は図面により検査する。ただし、摩擦により火薬類が爆発し又は発火するおそれがない場合には、当該おそれがないことを、目視、図面又は記録により検査する。

十九の二　危険工室内の機械、器具又は容器について、振動又は衝撃により火薬類が爆発し又は発火しない構造となつていることを、目視又は図面により検査する。ただし、振動又は衝撃により火薬類が爆発し又は発火するおそれがない構造となつていることを、目視、図面又は記録により検査する。

［新設］

十九　第四条第一項第十五号の危険工室内の機械、器具又は容器

［新設］

十九　危険工室内に据付け又は備え付けた機械、器具又は容器について、鉄と鉄との摩擦がなく、摩擦部には滑剤を塗布し、かつ、動揺、脱落、腐しょく又は火薬類の粉末の付着若しくは侵入を防ぐ構造となつていることを、目視により検査する。